

1 1 0 1 再生資源を利用したアルコール製造事業

1. 特例を設ける趣旨

地域産業に係る使用済物品等又は副産物を有効利用するため、繊維産業における使用済衣料品や林産業における廃材を原料としてアルコールを製造する事業が、現在、実証段階に入りつつあるところです。一方、アルコール事業法では、アルコールが酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの流通管理を行っているところです。今回の特例措置は、当該アルコールの流通管理を行わないことによって、使用済物品等又は副産物を原料としてアルコールを製造する事業を側面的に支援するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体の長が指定した使用済物品等又は副産物を再生資源として、当該特区内においてアルコール事業法の許可を受けた製造事業者が製造するアルコールについては、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定日以降はアルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節及び第4節（第21条から第30条）並びに第35条から第37条までの規定は適用しない。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとは、①アルコールの製造工程において、不可飲措置が施されたアルコールが製造されること、②アルコールが酒類の原料として不正に使用されるおそれのないアルコールの製造設備により製造されると経済産業大臣が認めることをいいます。
- (2) 経済産業大臣が認めるとは、地方公共団体が特区計画の認定を申請するときに、併せて提出するアルコールの製造設備における不可飲措置を施す装置の配置図及び同装置の構造図により、不可飲措置が施され、製造されることを経済産業大臣が確認することにより行うことをいいます。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、

- ① 地方公共団体の長が指定した使用済物品等又は副産物
 - ② アルコールの製造設備における不可飲措置を施す装置の内容（配置図及び構造図を含む。）
- を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1105 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業

1. 特例を設ける趣旨

新エネ・省エネの推進の観点のもと、小規模ガスタービン発電設備の導入が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講じ、保安レベルを維持した上で、当該設備を一般用電気工作物として扱うことを可能とする特例措置を設けることにより、小規模ガスタービン発電設備の導入促進を図るものです。

2. 特例の概要

一定の要件を満たす小規模ガスタービン発電設備について、一般用電気工作物として扱うことを可能とする特例措置を認めるものです。これにより、事業用電気工作物には必要な主任技術者の選任や保安規程の策定・届出が不要になるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ①『電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。』

『保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第3項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。』

電気事業法において、事業用電気工作物については、設置者により保安の体制等を定めた保安規程を策定・届出するとともに、電気主任技術者等の主任技術者の資格を有する者を選任・届出することにより、その工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされることとされています。本特例措置により、小規模ガスタービン発電設備は一般用電気工作物として扱われ、主任技術者の選任や保安規程の策定などが不要となることから、安全確保のための代替措置を定めたものです。

代替措置としての安全確保は、設置者が専門家に依頼する場合の他、地方公共団体や関係事業者などが設置者に替わって実施する場合が想定されます。

- ②『電気事業法第38条第1項に規定する低圧の電気を発電するものであつ

て、その発電に係る電気を同項第1号に規定する低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。』

電気工作物を一般用電気工作物として扱う際の一般的な要件の一つであり、現行の一般用電気工作物（10kW未満の太陽電池発電設備など）と同様の規定です。例えば、太陽電池発電設備と同様、家屋に発電機が設置され逆潮流するような場合も特例の対象となります。

③『出力30キロワット未満であること。』

『最高使用圧力が1000キロパスカル未満であること。』

『最高使用温度が1400度未満であること。』

『発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。』

『ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。』

『同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。』

仮に整備不良等により機器に不具合が生じた場合にも、電気事故や火災事故などの危険性を限定的にする観点から、出力、使用圧力、使用温度、構造及び設置状況について制限しているものです。

④『公衆が容易に触れないための措置がなされていること。』

公衆による誤動作や感電等の電気事故を防止する観点から定めているものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「1. 構造改革特別区域計画に定める事項」が記載されていること。
- ・ 特例を利用して複数の機器が設置される場合でも個別機器毎に安全が確保される特区計画であれば、特区計画の認定申請時には、必ずしも主体を特定する必要はありません。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1108 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業

1. 特例を設ける趣旨

今後普及が見込まれる燃料電池自動車及びDME自動車に水素及びDMEを充填する場所として設置されることが見込まれている水素ガススタンド及びDMEガススタンド（以下「水素ガススタンド等」という。）を設置する際に現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とすることにより、スタンドの整備を円滑化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

水素ガススタンド等において保安統括者を選任しないことの弊害を防止する措置として、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安統括者の選任を不要とすることができるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

保安確保策として、例えば天然ガススタンドと同様に「保安を監督する者」（製造保安責任者免状の交付を受けており、可燃性ガスの製造に関し6月以上の経験を有する者です。詳しくは一般高圧ガス保安規則第64条第2項第4号を参照してください。）1名の選任でよいとする場合において、地方公共団体がその有効性を確認するに当たっては、特区内に設置される水素ガススタンド等で、現行の天然ガススタンドの充填作業内容、運転・作業上の留意事項、緊急時対応と同等のものが、保安確保策として講じられることについて実証されること（例えば、充填等において本来作業員が行うべき作業が機械化されていることや集中監視システムにより全系統の把握ができること等、天然ガススタンドと同等の対策が講じられていると評価されること、また、ガスが漏えいしたときに、高圧ガスの扱いに経験のある保安を監督する者1名が行う緊急時対応（漏えい箇所の確認、漏えいの状態の確認、漏えいを止める措置、初期消火、通報連絡等）によって、現行の規定で担保される保安レベルと同等のものが確保されると評価されること等）が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」（平成14年12月）を参考にしてください。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/286890/www.meti.go.jp/kohosys/p/ress/0003529/index.html>

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で

行われた実証実験データも含まれます。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、

- ① 設置される当該スタンドの仕様（使用圧力、処理量等）
- ② 例えば、自動遮断装置の設置など、保安統括者を選任しなくとも設置される当該スタンドの安全性を確保することが可能な保安確保策
- ③ 設置される当該スタンドに関する具体的な「技術上の基準」（「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にしてください。）

を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献

1109 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業

1. 特例を設ける趣旨

今後普及することが見込まれている燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を車載状態のままでも実施できるようにし、再検査を合理化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器について、目視検査により容器内面を確認しないことの弊害を防止する措置として、容器の安全性を確保するための保安確保策や実際に行われる容器再検査の方法等が当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、車載状態のまま再検査を行うことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

容器の安全性を確保するための保安確保策や容器再検査の具体的方法について、地方公共団体において安全性が確保されると認めるに当たっては、容器に使用する材料等の仕様の下で、高圧水素ガス下における水分、硫化物等の不純物が容器及び附属品の材料に与える影響について重点的に実証されていること等が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」(平成14年12月)を参考にしてください。

(<http://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/286890/www.meti.go.jp/kohosys/press/0003529/index.html>)

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画「4 特定事業の内容」として、

- ① 当該再検査を受けようとする容器の仕様(圧力、材料、容量、寿命等)
- ② 例えば、目視検査により容器内面を確認しなくとも健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の安全性を確保するための保安確保策
- ③ 実際に行われる容器再検査の具体的方法(容器再検査の具体的方法については、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第18条、第19条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏洩試験などを参考にしてください)

- ④ 車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるために当該地方公共団体の長が講じる措置を記載すること。

- 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1 1 2 1 小規模場外車券発売施設事業

1. 特例を設ける趣旨

場外車券発売施設の適切かつ円滑な設置を通じて、競輪の活性化を図り、地方経済の健全化に資する。

2. 特例の概要

地方公共団体が、競輪場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外車券発売施設の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が別途告示で定める事項に適合していることについて、当該地方公共団体が書面（様式任意）により確認した場合には、経済産業大臣は、自転車競技法施行規則第15条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなし、自転車競技法第5条第2項に基づき当該施設の設置を許可する。

3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画を作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断すべきものであるが、例示すれば以下のとおりである。

- ①『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』
 - ・周辺の学校、病院等の施設の運営に支障となる騒音、振動等が発生しないこと
 - ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと
 - ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車などの通行を妨げないこと など
- ②『車券の発売等の用に供する設備が整備されていること』
 - ・適切なスペースがあり、来場者が車券を購入しやすい構造の窓口であること
 - ・現金や重要書類を保管する設備を備えていること など
- ③『入場者の用に供する設備が整備されていること』
 - ・確定出場選手、車券の発売金額、勝者及び払戻金額を明示するための設備が備えられていること
 - ・冷暖房設備を備えていること
 - ・トイレがあること
 - ・入場者の自動車等を収容するのに十分な広さの駐車場があること など

④『管理運営に必要な設備が整備されていること』

- ・当該施設と競輪場の連絡のための専用電話回線その他適当な連絡設備を備えていること
- ・場内放送に必要な放送設備などが整備されていること など

⑤『車券の発売等が公正に運営されること』

- ・人員の配置が適切であり、車券購入者が最大滞留数に達した場合であっても、円滑に車券を販売できる体制にあること など

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

本特例を適用する区域を設定するに当たっては、当該区域内のどこに場外車券発売施設が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している必要があることに留意すること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の1. 及び2. に記載する事項を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1 1 2 3 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業

1. 特例を設ける趣旨

海水温度差発電設備の開発が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講ずることにより保安レベルを維持した上で、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査等の実施の対象としない特例措置を設けることにより、海水温度差発電設備に関する研究開発の円滑化及び促進を図るものです。

2. 特例の概要

研究を目的として設置される一定の要件を満たす海水温度差発電設備は、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接自主検査及び定期安全管理検査を不要とすることができる。

3. 基本方針の記載内容の解説

①『出力が100キロワット未満であること』

『電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。』

仮に機器に不具合が生じた場合にも、電気事故、電気影響等を限定的にする観点から、出力及び電氣的環境について制限しています。

「電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていない」とは、本実験を行うためにのみ使用される電気設備等であって、一般の電力系統と電氣的に接続されていない又は技術的に接続されないことを示します。なお、発電設備の起動時等に外部から受電する必要がある場合に鑑み、当該設備が電気を受電するための電線路は除いています。

②『当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項』

研究開発の実施主体が、国への工事計画の届出、各種安全管理検査及び溶接自主検査を必要としなくとも、安全を確保するための検討及び評価を実施

し、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準への適合性を判断するために、各分野の専門家からなる委員会の設置を求めるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点
当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。
 - ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」が記載されていること。
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1 1 2 4 海水等温度差発電設備の定期自主検査時期変更事業

1. 特例を設ける趣旨

海水温度差等を利用する小型バイナリー発電設備の導入が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講ずることにより保安レベルを維持した上で、電気事業法に基づく定期自主検査の実施時期の延長を可能とする特例措置を設けることにより、バイナリー発電設備の導入の円滑化及び促進を図るものです。

2. 特例の概要

一定の要件を満たすバイナリー発電設備については、定期自主検査の時期を延長しても安全性の問題のないものとして技術的に証明した期間について、地方公共団体が特区計画の認定を受けた場合には、その期間を超えない時期に定期自主検査を行うものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

①『バイナリー発電設備』

バイナリー発電設備とは、海水温度差や温泉熱を利用して沸点の低い熱媒体から蒸気を作り出し発電する発電システムです。

②『出力500キロワット未満であること』

『最高使用圧力が1000キロパスカル未満であること』

『最高使用温度が200度未満であること』

仮に機器に不具合が生じた場合にも、電気事故や火災事故を限定的にする観点から、出力等について制限しているものです。

③『使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び有毒性がないこと』

熱媒体が変質しないとともに、可燃性、腐食性及び有毒性を持たず、仮に熱媒体が漏洩しても、人体や設備に対して直ちに被害を与えることがないよう、化学的に安定した熱媒体に制限しているもので、例えば、代替フロンなどが該当します。

④『使用する熱媒体の種類及びその性質』

使用する熱媒体の化学的な名称等、化学式及びその化学的性質が該当します。

⑤『具体的な定期自主検査を実施する時期』

電気事業法施行規則第94条の2に規定する定期自主検査を実施する時期を参考に、当該設備の安全が確保されるものとして、電気事業法第39条第

1 項に規定する技術基準への適合性が確保されると技術的な証明ができる期間が該当します。

⑥『当該設備の耐久性』

『使用する熱媒体の耐久性』

『使用する熱媒体に応じた当該設備の耐腐食性』

安全性に問題のない期間を評価する際に、特に注目すべき事項として示したものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」(1)～(3)の内容が記載されていること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」(4)の資料(証明の根拠となるデータや文献など)

1 1 2 5 (1 1 1 4) 特定施設における保安検査期間変更事業

1. 特例を設ける趣旨

特定施設の保安検査期間を変更し、高圧ガス製造事業を円滑化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

特定施設の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により当該施設の維持機能状況について一定期間の健全性が確保でき、検査期間の延長が可能であること及び当該施設の危険度評価が、当該地方公共団体より示され、経済産業大臣により現行規制により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安検査期間を変更することができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特定施設の保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献の内容としては、例えば施設の腐食、損傷その他の劣化状況に関するデータ等が挙げられます。

保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

施設の危険度評価とは、その施設で想定される事故の規模や発生確率等について評価することです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、

- ① 当該特定施設の仕様（ガス種、使用圧力等）
- ② 保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況及び当該施設の危険度評価

（特定施設のうち、水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況）

- ③ 具体的な保安検査期間（保安検査期間については、製造細目告示第14条に規定する保安検査期間を参考にされたい。）

を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献及び当該施設の危険度評価に関するデータや

文献

（特定施設のうち、水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献）

1129-1 (1112) 液化ガスの容器における充てん率変更事業

1. 特例を設ける趣旨

高圧ガスを容器に充てんする際の充てん率を変更することにより、高圧ガス製造事業を円滑化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

高圧ガスを充てんする容器の充てん率を変更しても、当該容器の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策及び容器の危険度評価（液化水素ガスを充てんする容器については、容器の充てん率を変更しても、当該容器の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策）が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、充てん率を変更することができるということです。

3. 基本方針の記載内容の解説

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

容器の危険度評価とは、その容器で想定される事故の規模や発生確率等について評価することです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画で「4 特定事業の内容」として、

- ① 充てん率を変更しようとする容器の仕様（ガス種、材料等）
- ② 例えば、充てんする液化ガスが膨張しても破裂しない強度を有する容器など、充てん率を変更しても安全性が確保される保安確保策
- ③ 容器に関する具体的な充てん率（充てん率については、容器保安規則第22条に規定する液化ガスの質量の計算の方法などを参考とされたい）
- ④ 充てん率を変更できる容器であることを見分けるために地方公共団体の長が講じる措置を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献及び当該容器の危険度評価に関するデータや文献

（液化水素ガスを充てんする容器については、容器の充てん率を変更しても、特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献）

1 1 3 0 オートレース小規模場外車券発売施設事業

1. 特例を設ける趣旨

場外車券発売施設の適切かつ円滑な設置を通じて、オートレースの活性化を図り、地方経済の健全化に資する。

2. 特例の概要

地方公共団体が、オートレース場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外車券発売施設の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が別途告示で定める事項に適合していることについて、当該地方公共団体が書面（様式任意）により確認した場合には、経済産業大臣は、小型自動車競走法施行規則第12条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなし、小型自動車競走法第8条第2項に基づき当該施設の設置を許可する。

3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画を作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断すべきものであるが、例示すれば以下のとおりである。

- ①『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』
 - ・周辺の学校、病院等の施設の運営に支障となる騒音、振動等が発生しないこと
 - ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと
 - ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車などの通行を妨げないこと など
- ②『車券の発売等の用に供する設備が整備されていること』
 - ・適切なスペースがあり、来場者が車券を購入しやすい構造の窓口であること
 - ・現金や重要書類を保管する設備を備えていること など
- ③『入場者の用に供する設備が整備されていること』
 - ・確定出場選手、車券の発売金額、勝車及び払戻金額を明示するための設備が備えられていること
 - ・冷暖房設備を備えていること

- ・トイレがあること
- ・入場者の自動車等を収容するのに十分な広さの駐車場があること など
- ④『管理運営に必要な設備が整備されていること』
 - ・当該施設とオートレース場の連絡のための専用電話回線その他適当な連絡設備を備えていること
 - ・場内放送に必要な放送設備などが整備されていること など
- ⑤『車券の発売等が公正に運営されること』
 - ・人員の配置が適切であり、車券購入者が最大滞留数に達した場合であっても、円滑に車券を販売できる体制にあること など

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画を策定する場合、場外車券発売施設を設置できる区域の範囲内であればどこに場外車券発売施設が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおり。

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の1. 及び2. に記載する事項を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1 1 4 2 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業

1. 特例を設ける趣旨

温泉の熱を利用した発電設備（以下「温泉熱利用発電設備」という。）の開発が必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講ずることにより保安レベルを維持した上で、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査等の実施の対象としない特例措置を設けることにより、温泉熱利用発電設備に関する研究開発の円滑化及び促進を図るものです。

2. 特例の概要

研究を目的として設置される一定の要件を満たす温泉熱利用発電設備は、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接自主検査及び定期安全管理検査を不要とすることができる。

3. 基本方針の記載内容の解説

①『出力が10キロワット未満であること。』

『最高使用圧力が5メガパスカル未満のもの』

『最高使用温度が100度未満のもの』

『電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。』

仮に機器に不具合が生じた場合にも、電気事故、電気影響等を限定的にする観点から、出力及び電氣的環境について制限しています。

「電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていない」とは、本実験を行うためにのみ使用される電気設備等であって、一般の電力系統と電氣的に接続されていない、又は技術的に接続されないことを示します。なお、発電設備の起動時等に外部から受電する必要がある場合に鑑み、当該設備が電気を受電するための電線路は除いています。

②『当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項』

研究開発の実施主体が、国への工事計画の届出、各種安全管理検査及び溶

接自主検査を必要としなくとも、安全を確保するための検討及び評価を実施し、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準への適合性を判断するために、各分野の専門家からなる委員会の設置を求めるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点
当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。
 - ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」が記載されていること。
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし